

旅行業サービス手配業登録申請書添付書類一覧表

番号	提出書類	法人	個人	備考
1	登録申請書(1)	○	○	・申請者の住所は、法人の場合には登記事項証明書の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。
	〃 (2)	△	△	・営業所が複数ある(「主たる営業所」以外にも営業所がある)場合に提出すること。
2	定款又は寄付行為の写し	○		・定款又は寄付行為の「目的」に、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」と記載すること。
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		・発行日から3か月以内のもの。 (但し、申請時において最新の内容であること。)
	住民票		○	・発行日から3か月以内のもの。 (但し、申請時において最新の内容であること。マイナンバーが記載されているものは不可)
4	役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	・本人が自署すること(押印不要)。 【法人の場合】 ・全役員分(監査役も含む。)を提出すること。 【個人の場合】 ・申請者本人分のみを提出すること。
5	旅行サービス手配業に関する事業の計画	○	○	
6	旅行サービス手配業に係る組織の概要	○	○	・旅行サービス手配業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行サービス手配業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、選任している旅行サービス手配業取扱管理者を明示すること。
7	旅行業務サービス手配業取扱管理者			
	選任一覧表	○	○	
	合格証、認定証又は研修修了証の写し	○	○	【旅行業務取扱管理者試験の合格者等を選任する場合】 ・選任した旅行サービス手配業務取扱管理者に係る旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱管理者認定証の写しのいずれかを提出すること。 【旅行サービス手配業取扱管理者研修の修了者を選任する場合】 ・選任した旅行サービス手配業務取扱管理者に係る旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証の写しを提出すること。
	履歴書	○	○	
	欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	・役員(法人)又は代表者(個人)が取扱管理者の場合には、4の宣誓書を提出するため、提出不要。
8	事故処理体制についての書類	○	○	・事故発生時の連絡網、行動内容等を記載した内規を整備すること。
9	鹿児島県収入証紙		15,000円	・県の収入証紙販売所で購入可能。収入証紙販売所については県HPで確認すること。

※ ○:必ず提出が必要なもの △:「備考」欄の記述に該当する場合のみ提出の必要なもの